

# 事業所内の感染拡大防止をサポートします

## 大山町 事業所内感染症防止対策補助金

大山町事業所内感染症防止対策補助金は、日常的に感染予防を行うための経費や、万が一事業所内で感染者が発生した場合の対処に必要な経費を補助することを通じて、町内事業者の事業継続を支援するための補助制度です。**令和2年度に補助を受けた事業者も再度申請できます。**

### ◆ 制度概要 ◆

補助対象者	・ 大山町内に事業所を有する法人・団体・個人事業主 ・ 町内に住所を有する個人事業主	
補助対象事業	事前感染予防事業	発生時拡大防止事業
補助対象経費	日常的に実施する簡易的かつ緊急的な感染予防に要する経費 <u>(本来の機能として感染予防機能・衛生機能を有しない物品、自家消費用は対象外)</u> 例) ・ 仕切用アクリル板の購入費、設置費 ・ 衛生関連用品(マスク、消毒液等)の購入費	感染者が発生した際の対処として実施する簡易的かつ緊急的な感染拡大防止に要する経費 例) ・ 消毒作業を外部委託する際の経費 自らが消毒作業を行う場合に必要な消耗品を購入する経費 例) ・ 消毒液、防護服、手袋等の購入費 <u>(自家消費用は対象外)</u>
	いずれも <b>令和3年4月1日から令和3年10月29日まで</b> に支出した経費に限る	
補助率	補助対象経費の10/10(千円未満は切り捨てる)	
上限額	1事業主あたり10万円	

### ◆ 申請手続 ◆

申請書(様式第1号)に以下の書類を添えて役場企画課へ提出してください。

- 事業説明書(様式第2号)
- 納税確認同意書(様式第3号)
- 領収書等の写し
- 申請者が個人事業主の場合は直近の確定申告書の写し
- 鳥取県補助制度を申請する場合は、交付決定通知書の写し及び実績報告書類の写し

※その他必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

鳥取県補助制度については裏面に記載しています。

## 鳥取県補助一覧

本補助金と併用可能な補助制度は以下の通りです。  
鳥取県補助制度の上限超過分又は自己負担分について、本補助金の対象経費となるものがあります。

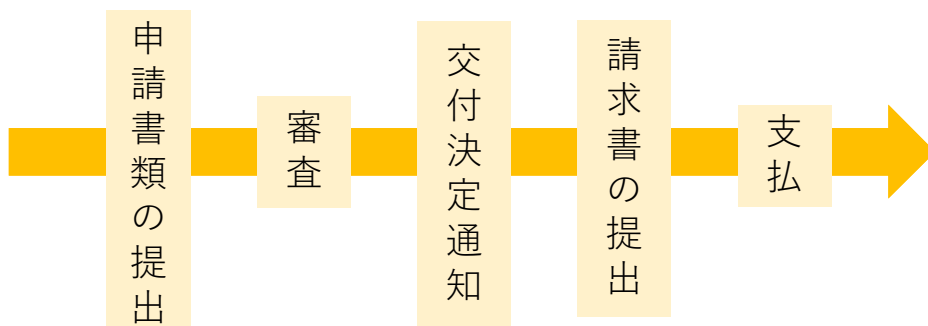
**(ただし、町の補助制度では対象とならない経費があります。詳細につきましては、役場企画課までお問い合わせください。)**

鳥取県補助制度	新型コロナ感染予防対策補助金	第四波対策飲食店等 感染防止強化緊急応援事業補助金
補助対象	店舗における接客時の感染予防対策	店舗における接客時の感染予防対策
補助対象経費	令和3年4月1日以降に支払った以下の経費 (1) 基本的な感染予防（手洗い場設置・修繕、アルコールディスペンサー購入経費等） (2) 飛沫感染防止（パーテーション、透明ビニールカーテン、シート購入経費等） (3) 接触防止（手洗い場の自動水栓化、トイレ蓋の自動開閉設備設置にかかる経費等） (4) 換気機能向上（換気設備設置経費、CO2モニター購入経費等）	
補助対象者	鳥取県内において感染予防対策を実施し、以下に該当する店舗を営業する法人もしくは個人事業主 ・客席を設ける飲食店・喫茶店 ・宿泊施設、理美容所、公衆浴場、興行場 ・利用客が一定時間以上店舗内に滞在する施設のうち、マスクを外した状態で利用、又は従業員と利用客もしくは利用客同士の接触がある営業施設 (例) スポーツジム、エステサロン、鍼灸院	鳥取県内において新型コロナ安心対策認証店又は新型コロナ安心対策認証の取得に取り組む、客席のある飲食店を営む法人・個人事業主（飲食店もしくは喫茶店の営業許可を有する飲食店、旅館、カラオケ喫茶等）
補助上限額	20万円	店舗数×20万円 (認証取得に向けた感染防止対策物品、設備の購入にかかる経費に対して助成)
補助率	1/2 (飲食店に限り、パーテーション購入経費は9/10(5月14日購入分まで))	9/10
問い合わせ先	鳥取県生活環境部 暮らしの安心推進課 0857-26-7159	鳥取県生活環境部 暮らしの安心推進課 0857-26-7982

### ◆ 補助金交付までの流れ ◆

本補助金交付までの流れは以下の通りです。

なお、同じ経費について上記の鳥取県補助制度と併用申請する場合は、本補助金の申請前に当該補助制度の申請、実績報告書類を鳥取県暮らしの安心推進課まで提出してください。



**【お問い合わせ】**  
ご不明の点や、この補助金については担当課迄お問い合わせください。

大山町役場企画課  
営業企画室  
☎ 0859-54-5202